

○津幡町大河ドラマ誘致推進キャラクター使用に関する要綱

平成22年9月30日

津幡町告示第96号

(目的)

第1条 この要綱は、津幡町のNHK大河ドラマ誘致推進（以下「誘致推進」という。）を効果的に進めるためのシンボルキャラクター「よしなかくん」、「ともえちゃん」、「火牛のカーくん」、「火牛のモーちゃん」（以下「キャラクター」という。）の使用許可等に関し必要な事項を定めることにより、キャラクターの適正な活用を図り、もって津幡町の誘致推進における広報、地域活性化及び観光振興等に資することを目的とする。

(キャラクターの図柄)

第2条 キャラクターの図柄は、別表のとおりとする。

(キャラクターに関する権利)

第3条 キャラクターに関する一切の権利は、津幡町に帰属するものとする。

(使用の申請)

第4条 キャラクターを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ、町長の許可を得なければならない。

2 前項に規定する町長の許可を得ようとするときは、申請者は、誘致推進キャラクター使用許可申請書（様式第1号）により、町長に申請しなければならない。

(使用の許可基準)

第5条 町長は、前条第2項に規定する申請があった場合において、その内容が本町の誘致推進における広報、地域活性化及び観光振興等に資すると認めるときは、使用を許可するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。

(1) 津幡町の品位を傷つけ、又はイメージアップの妨げになるとき。

(2) 法令又は公序良俗に反し、又はそのおそれがあるとき。

(3) 特定の個人、政党又は宗教活動について支援し、公認しているような誤解を与えるおそれのあるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、町長が許可しないことが適切であると認めるとき。

2 町長は、キャラクターの使用に関し、必要な条件を付することができる。

(申請者への通知)

第6条 町長は、キャラクターの使用を許可したときは、誘致推進キャラクター使用許可通知書

(様式第2号)により申請者に通知し、使用を許可しなかったときは、誘致推進キャラクター使用不許可通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(使用上の遵守事項)

第7条 キャラクターの使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、次の事項を遵守しなければならない。ただし、町長が特に認めた場合はこの限りでない。

- (1) キャラクターのイメージを損なうような使用をしないこと。
- (2) 使用許可の範囲を逸脱しないこと。
- (3) デザインマニュアルに従って、適正に使用すること。
- (4) キャラクターを独占的に自己のものとして、商標や意匠に使用しないこと。

(許可内容の変更等)

第8条 使用者は、第5条第1項の規定により許可を受けた事項を変更しようとするときは、誘致推進キャラクター使用変更許可申請書(様式第4号)を町長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 町長は、前項の申請に基づき、許可することが適当と認めたときは、誘致推進キャラクター使用変更許可通知書(様式第5号)により通知し、変更を許可しなかったときは、誘致推進キャラクター使用変更不許可通知書(様式第6号)により通知する。

3 第5条第1項の規定は、第1項の場合に準用する。

(使用許可の取消し)

第9条 町長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消すものとし、使用者に誘致推進キャラクター使用許可取消通知書(様式第7号)により通知するものとする。

- (1) 使用者が使用条件に違反したとき。
- (2) 使用許可又は使用変更許可に係る申請の内容に虚偽があったとき。
- (3) 第7条の規定に違反することとなったとき。

2 前項の規定により使用許可を取り消された者は、当該使用許可に係る物件(以下「使用物件」という。)をいかなる場合にあっても使用してはならない。

3 町長は、許可を取り消された者に対して使用物件の回収を求めることができる。

4 前項に規定する使用物件の回収等、使用許可の取消しに伴い発生する費用の一切は、許可を取り消された者が負担するものとする。

(損害賠償)

第10条 前条第1項各号のいずれかに該当した者は、これにより町に生じさせた損害を賠償し

なければならない。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、キャラクターに関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

別表



よしなかくん



ともえちゃん



火牛のカーくん



火牛のモーちゃん